

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月3日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 3 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|---|------|---------------------------|
| 1 | 4号機 | 蒸気タービン設備検査(その2)検査要領書作成中、前回(第16保全サイクル)要領書の誤記を確認、また同要領書を訂正せず成績書のみ誤記訂正が認められたため、当該箇所の記録訂正誤表を作成。 | G | |
| 2 | 補助ボイラー | 補助ボイラー試運転検査(その1)実施後、同検査要領書及び検査成績書に記載の検査工程表に誤記が認められたため、当該箇所の記録訂正誤表を作成。 | G | |
| 3 | その他 | 1号機及び3号機供用期間中検査の検査対象部位確認において、対象部位の一部に不備(機器類別違い1箇所(1号機)、対象溶接線1箇所のもれ(3号機))が認められたため、当該検査計画を訂正すると共に当該部位の維持規格要求(検査サイクル内での検査実施)を評価し満足することを確認。 | G | H22.09.10再審議にてグレード変更「G G」 |